

令和7年度 第2回 兵庫県都市計画審議会

第1号議案

東播都市計画区域の変更について

第2号議案

加西都市計画区域の指定について

都市計画区域の変更・指定

自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。【都市計画法第5条第1項】

- ❑ 加西市域において区域区分を廃止し、市主体の土地利用コントロールへ移行
- ❑ 区域区分の有無は、都市計画区域ごとに定めるため、加西市域を東播都市計画区域から分離し、新たに都市計画区域（非線引）として指定

○ 東播都市計画区域（8市2町）

東播都市計画区域（7市2町）(変更)

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町

加西都市計画区域(加西市)(指定)

市域内において、市街地を中心に都市機能を確保し、市が目指すまちづくりの実現に向け、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する。

